

## 特別なニーズを有する子どもの支援の充実を目指して —教職センターに期待される役割を中心に—

田中 謙<sup>1)</sup>

日本社会では各地域で特別なニーズを有する子どもが生活を送っている。特別なニーズを有する子どもとは、身体障害、知的障害、発達障害等に代表される障害のある子どもだけでなく、被虐待児・マルトリートメント児、愛着障害児、精神疾患のある子ども、Sexual Minorityの子ども、海外にルーツをもつ子ども、医療的ケアの必要な子ども、宗教的配慮の必要な子ども等などの社会生活上の困難さを有する子どもを主に指し示す。また貧困、子育て不安、DV、保護者の精神疾患等による家庭等での子どもの生活への負の影響も特別なニーズに含むものである。

このような特別なニーズを有する子どもに対して、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、高等学校、大学等の学校園や保育所、乳児院、児童養護施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設等の児童福祉施設、さらに行政、児童相談所、病院、保健所、NPO等の関係機関が連携して地域での支援の充実を図っていくことが今日の社会においては求められている。

そして、上記の学校園はもとより、児童福祉施設に勤務する児童指導員の資格要件の一つに小学校、中学校、高等学校教員免許授与者（かつ都道府県知事が適当と認めたもの）が含まれていることを考えると、今後の教員養成においては教育実践のみならず、少なくとも特別なニーズを有する子どもたちの支援に関する基礎的・基本的な知識・技能の習得が求められると考える。その上で一人ひとりの子どもへの理解を深めながら「顕在（的）ニーズ」と「潜在（的）ニーズ」の双方をとらえるアセスメントに関する能力や、特別な

ニーズを有する子どもたちの活動プロセスにおける短期的な成果評価だけでなく中・長期的な評価を行うための評価方法に関する能力の育成も、特別なニーズを有する子どもたちにかかわる専門職の養成には求められよう。また社会的に支援の必要性が十分に認識されていない特別なニーズ（例えば起立性調節障害、小児慢性疲労症候群、脳脊髄液減少症等）への配慮に関する専門的な知識・技能の習得も可能な限り図っていきたい。

そのため、今後日本大学文理学部教職センターにおいても、教職課程プログラムの充実を軸に、特別なニーズを有する子どもの支援に関する学習機会の創造に取り組むことが求められる。それだけでなく、大学の社会貢献活動の一環として、学生教育のみならず現職の関係機関職員の研修機会も創造し、地域における特別なニーズを有する子どもたちの支援機能の向上等に積極的に関与していくことも期待される。

以上のような役割を教職センターが担っていくためには、支援に関する「知識」の創造が不可欠であると考え。特に今日の社会においては合理的根拠（Evidence-based）に基づく政策形成・事業展開が求められていることを鑑みると、基礎研究・応用研究にしっかりと取り組み、研究で得られた知見に基づく学生教育や社会貢献活動を遂行していく必要がある。

筆者に期待される業務は主に教職センターにおける特別なニーズを有する子どもの支援に関する研究活動の充実にあるととらえ、支援（実践）に係る「知識」の創造に取り組んでいきたいと考える。

1) 副センター長